

2024年2月9日

関係各位

大和アセットマネジメント株式会社

iFreeETF

## 「iFreeETF 米国10年国債先物インバース」

### 設定のお知らせ

大和アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小松幹太、以下「当社」）は、「iFreeETF 米国10年国債先物インバース」（証券コード：140A）を新たに設定し、東京証券取引所に上場いたします。設定と運用開始は2024年2月26日、東京証券取引所への上場は2月28日の予定です。

当社では、「投資（investment）を、もっと自由（Free）に」の思いを込めて、iFreeというブランドのもと、投資信託を組成しております。iFreeETF シリーズとして、このたび設定を予定しております「iFreeETF 米国10年国債先物インバース」は、米国国債先物の中で最も取引高が多い10年国債先物の日次騰落率に対し、-1倍（マイナス1倍）の騰落率を実現することを目指すETFです。様々な相場観を持つ投資家の皆さまに、「機動的なポジション構築」や「保有債券に対するヘッジ取引」はもとより「他資産との組み合わせ等による戦略的なポジション構築」の機会をご提供したいと考え、当ETFを組成いたします。

なお、「iFreeETF 米国10年国債先物インバース」は東京証券取引所初の米国国債先物インバース型ETFとなります。（2024年2月9日現在）

今後も投資家の皆さまの資産形成に資する様々な商品を提供してまいりますので、「iFreeETF」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

当社は、共に挑戦し続けるパートナーとして投資を通じチャンスある未来を実現します。

以上

# iFreeETF

## 米国10年国債先物インバース

追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型

### 1. ファンドの目的・特色

#### ファンドの目的

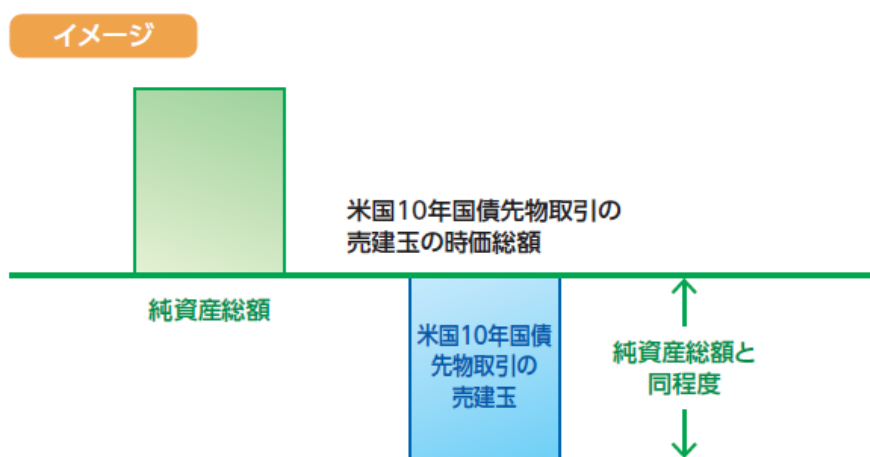
- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をS&P10年米国債先物インバース指数の変動率に一致させることを目的とします。

#### S&P10年米国債先物インバース指数について

「S&P10年米国債先物インバース指数」は、日々の騰落率をS&P10年米国債先物指数の騰落率の-1倍（マイナス1倍）として計算された指数です。1999年12月1日を基準日とし、その日の指数値を100ポイントとして算出され、2018年5月14日より算出を開始しております。以下「対象指数」という場合があります。

#### ファンドの特色

- 1 米国10年国債先物取引を売建てるとともに、残存期間の短いわが国の債券および米国の債券に投資します。
- 2 米国10年国債先物取引の売建玉の時価総額が、原則として、信託財産の純資産総額と同程度になるように調整を行いません。



※上記はあくまでもイメージであり、実際の米国10年国債先物取引の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

※主として、米国10年国債先物取引を利用する予定です。売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の国債先物取引を利用することがあります。

※追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に米国10年国債先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、米国10年国債先物取引の売建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額と同程度にならないことがあります。

● 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

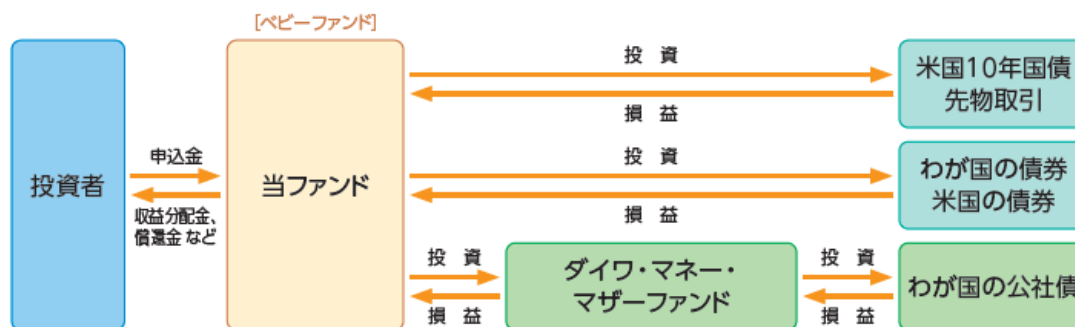
〈ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッドについて〉

ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッド（所在地：米国 ニューヨーク州）は、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。1984年にニューヨーク州において駐在員事務所として設立され、1990年に現地法人に移行しました。

## ファンドの仕組み

### ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、わが国の債券および米国の債券への直接投資ならびに米国10年国債先物取引の売建てを行ないます。



当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

## 3 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

## 4 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は10,000口以上1口単位となります。

## 5 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって債券と交換することはできません。
- 換金は10,000口以上1口単位となります。

## 6 毎年4月10日および10月10日に決算を行ないます。

(注) 第1計算期間は、2024年10月10日までとします。

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
  - 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

S&P10年米国債先物インパース指数（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P<sup>®</sup>、S&P 500<sup>®</sup>、US 500、The 500、iBoxx<sup>®</sup>、iTraxx<sup>®</sup>およびCDX<sup>®</sup>は、S&P Global, Inc. またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。







2. 投資リスク

**基準価額の変動要因**

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

|                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>債券先物取引の<br/>利用に伴うリスク</p>                   | <p>債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>                                                                                                                                                            |
|  <p>公社債の<br/>価格変動<br/>(価格変動リスク・<br/>信用リスク)</p> | <p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。当ファンドの対象指数は日々の騰落率をS&amp;P10年米国債先物指数の騰落率の-1倍（マイナス1倍）として計算された指数であるため、当該指数が対象とする債券の価格が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> |
|  <p>為替変動リスク</p>                              | <p>為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。<br/>為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。</p>                                                                                                                      |
|  <p>カントリー・リスク</p>                            | <p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>                                                                                                                                                     |
| <p>その他</p>                                                                                                                      | <p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>                                                                                                                                                              |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 「S&P10年米国債先物インパース指数」に内在する性質に関する注意点  
対象指標とする「S&P10年米国債先物インパース指数」は基本的に原指標の「S&P10年米国債先物指数」の変動率の「-1倍」（マイナス1倍）の値動きになる指数です。  
指標と原指標は完全な逆相関ではないため、複数日以上での計算期間では、複利効果のため指数値は一般的に「S&P10年米国債先物指数」の変動率の「-1倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の「S&P10年米国債先物指数」の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般に、「S&P10年米国債先物指数」の値動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合、マイナスの方向に差が生じ、対象指標は減損する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指標の減損が強まる特性を持ちます。
- レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。  
長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行います。委託会社は、運用委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

### 3. 追加的記載事項

## 基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが対象指数と完全に一致するものではありません。

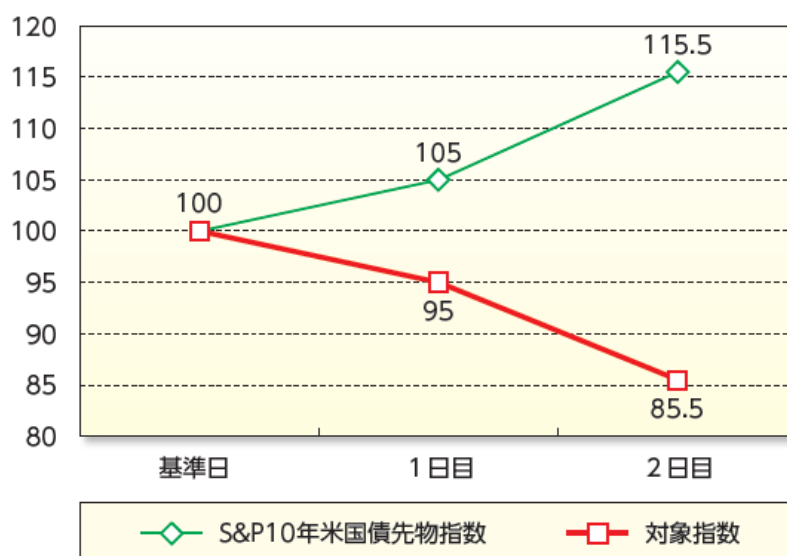
- ・米国10年国債先物取引の売建玉の時価総額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- ・米国10年国債の値動きと、利用する国債先物の値動きとの差
- ・追加設定および解約に対応した米国10年国債先物取引の約定価格と終値の差
- ・米国10年国債先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ・公社債等の短期有価証券への投資による利子収入等があること
- ・運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ・米国10年国債先物取引の流動性が低下した場合などにおける売買対応の影響
- ・米国10年国債先物取引の最低取引単位の影響

## 対象指数の値動きについて

- 「対象指数」は、変動率が「S&P10年米国債先物指数」の日々の変動率の-1倍となるように算出されているため、前日と比較するとその変動率は「S&P10年米国債先物指数」の-1倍となりますが、2日以上離れた日との比較においては、「S&P10年米国債先物指数」の変動率の「-1倍」になるわけではありません。

[例1] S&P10年米国債先物指数が1日目に5%上昇し、2日目に10%上昇した場合

|               | 基準日 | 1日目 (前日比) | 2日目 (前日比)   | 2日目と基準日の比較 |
|---------------|-----|-----------|-------------|------------|
| S&P10年米国債先物指数 | 100 | 105 (5%)  | 115.5 (10%) | 15.50%     |
| 対象指数          | 100 | 95 (-5%)  | 85.5 (-10%) | -14.50%    |



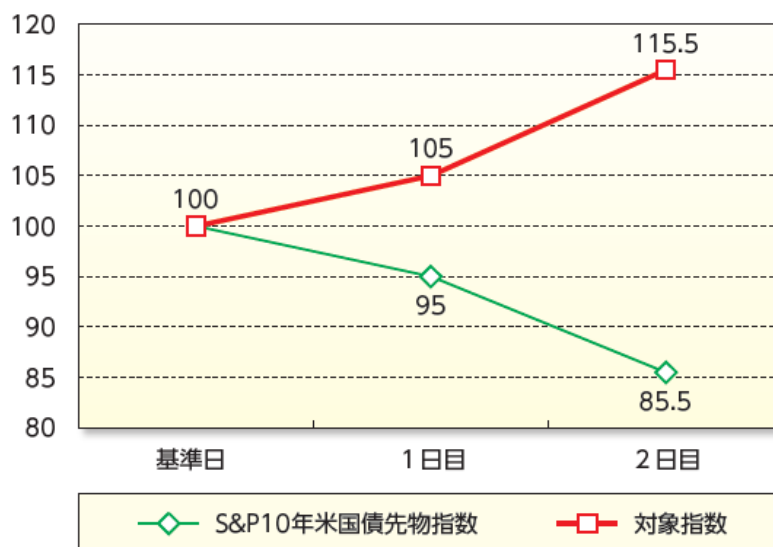
- ◆ 「2日目」と「基準日」とを比較し、  
対象指数の値動きは  $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$  であり、  
S&P10年米国債先物指数の値動き  $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$  の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。



[例2] S&P10年米国債先物指数が1日目に5%下落し、2日目に10%下落した場合

|               | 基準日 | 1日目 | (前日比) | 2日目   | (前日比) | 2日目と基準日の比較 |
|---------------|-----|-----|-------|-------|-------|------------|
| S&P10年米国債先物指数 | 100 | 95  | -5%   | 85.5  | -10%  | -14.50%    |
| 対象指数          | 100 | 105 | 5%    | 115.5 | 10%   | 15.50%     |

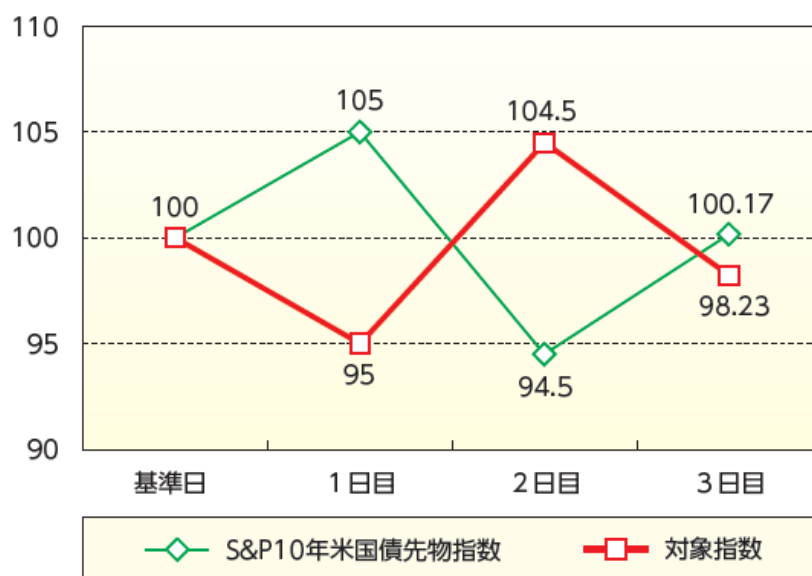


- ◆「2日目」と「基準日」とを比較し、  
対象指数の値動きは  $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$  であり、  
S&P10年米国債先物指数の値動き  $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$  の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

[例3] S&P10年米国債先物指数が1日目に5%上昇し、2日目に10%下落し、3日目に6%上昇した場合

|               | 基準日 | 1日目 (前日比) |     | 2日目 (前日比) |      | 3日目 (前日比) |     | 3日目と基準日の比較 |
|---------------|-----|-----------|-----|-----------|------|-----------|-----|------------|
| S&P10年米国債先物指数 | 100 | 105       | 5%  | 94.5      | -10% | 100.17    | 6%  | 0.17%      |
| 対象指数          | 100 | 95        | -5% | 104.5     | 10%  | 98.23     | -6% | -1.77%     |





- ◆「3日目」と「基準日」とを比較し、  
対象指数の値動きは  $(98.23 - 100) \div 100 = -1.77\%$  であり、  
S&P10年米国債先物指数の値動き  $(100.17 - 100) \div 100 = 0.17\%$  の-1倍とはなっていません。


※上記は、対象指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。


4. 手続・手数料等

お申込みメモ

|                                                                                              |      |                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------|
|  <p>購入時</p> | 購入単位 | 10,000口以上1口単位                         |
|                                                                                              | 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（100口当たりの価額で表示されます。） |
|                                                                                              | 購入方法 | 追加設定は現金により行ないます。                      |
|                                                                                              | 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                 |

|                                                                                              |      |                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------|
|  <p>換金時</p> | 換金単位 | 10,000口以上1口単位                         |
|                                                                                              | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（100口当たりの価額で表示されます。） |
|                                                                                              | 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。     |

|                                                                                                  |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>申込について</p> | 申込締切時間             | 委託会社が別に定める時限まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                                  | 申込受付中止日            | <p>（購入申込みの受け付けの停止）</p> <p>※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受け付けることがあります。</p> <p>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</p> <p>2. ニューヨークの銀行またはシカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引の休業日</p> <p>3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>（換金申込みの受け付けの停止）</p> <p>※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受け付けることがあります。</p> <p>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</p> <p>2. ニューヨークの銀行またはシカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引の休業日</p> <p>3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> |
|                                                                                                  | 購入の申込期間            | 2024年2月26日から2025年6月24日まで<br>（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                                  | 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                  | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|                                                                                                |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>その他</p> | 信託期間    | 無期限（2024年2月26日当初設定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                | 繰上償還    | <p>●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了（繰上償還）させます。</p> <p>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が150万口未満となった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> |
|                                                                                                | 決算日     | 毎年4月10日および10月10日<br>（注）第1計算期間は、2024年10月10日までとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                | 収益分配    | 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                                                                                | 信託金の限度額 | 5,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                | 公告      | 電子公告の方法により行ない、ホームページ（ <a href="https://www.daiwa-am.co.jp/">https://www.daiwa-am.co.jp/</a> ）に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                                | 運用報告書   | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                | 課税関係    | 課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>※2023年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。                                                                                                                                                                                                 |

◆受託会社：三井住友信託銀行

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 料率等                                                   | 費用の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 購入時手数料              | 販売会社が独自に定めるものとします。                                    | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 信託財産留保額             | ありません。                                                | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 換金時手数料              | 販売会社が独自に定めるものとします。                                    | 換金に伴う取引執行等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                     | 料率等                                                   | 費用の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | 年率0.495%(税抜0.45%)以内<br>(提出日現在は、<br>年率0.495%(税抜0.45%)) | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社                                                  | 年率0.42%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                     | 受託会社                                                  | 年率0.03%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。</li> <li>●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。</li> </ul> <p>※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0275%の率を乗じて得た額(ただし、年間100万円を下回る場合は100万円)となります。</p> <p>※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)</li> <li>・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)</li> </ul> |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。  
 (注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
 ※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。  
 ※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。  
 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期   | 項 目       | 税 金                                             |
|-------|-----------|-------------------------------------------------|
| 売 却 時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
| 換 金 時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
| 分 配 時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 収益分配金に対して20.315%       |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。  
 ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。  
 ※上記は、2023年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。  
 ※法人の場合は上記とは異なります。  
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### 5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

## 大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

### 〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会